

3 墨 福 介 第 1 5 号
令 和 3 年 4 月 5 日

居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様
(介護予防)地域密着型サービス事業所 管理者 様
介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所 管理者 様

墨田区福祉保健部
介護保険課長 北野 亘

令和3年度介護報酬改定による運営規程の変更に伴う届出の
取扱いについて(通知)

日頃から本区の介護保険事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定により利用者負担額・運営基準等が変更されることに伴い、介護事業所において、運営規程を変更する場合は、下記の内容をご確認いただき適切な御対応をお願いいたします。

記

1 変更届について

令和3年度介護報酬改定に係る利用者負担額に関する事項、運営基準等の変更に対応するために運営規程を変更した場合は、本区への届出の必要はありません。

2 留意事項

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待防止のための措置に関する事項」が追加されておりますので、虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等について、記載して下さい。

なお、3年の経過措置期間が設けられています。

3 担当

墨田区介護保険課給付・事業者担当

5 6 0 8 - 6 5 4 4